

令和 5 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 6 年 12 月

沖縄国税事務所

所得税及び個人事業者の消費税について、令和 5 事務年度（令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月までの間）に実施した調査等の状況をまとめましたのでお知らせします。

I 調査等の状況

所得税の調査等の状況

消費税（個人事業者）の調査等の状況

II 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定に A I を活用するなど、効果的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額の総額は大きく増加。
- ・ 「実地調査」の 1 件当たりの追徴税額は増加
 - ・ 「簡易な接触」の申告漏れ所得金額の総額及び 1 件当たりの申告漏れ所得金額は増加

(1) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、108 億 2 千 4 百万円（前事務年度 91 億 9 千 8 百万円）に上ります。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、55 億 5 千万円（同 59 億 5 千 8 百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは 52 億 3 千 3 百万円（同 57 億 6 千 9 百万円）、着眼調査によるものは 3 億 1 千 7 百万円（同 1 億 9 千万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、52 億 7 千 4 百万円（同 32 億 3 千 9 百万円）に上ります。簡易な接触による申告漏れ所得金額を 1 件当たりでみると、95 万円（同 54 万円）に上ります。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、15 億 9 千 2 百万円（同 16 億 1 千 5 百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、11 億 2 千万円（同 12 億 6 千 3 百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは 10 億 9 千 3 百万円（同 12 億 4 千 2 百万円）、着眼調査によるものは 2 千 7 百万円（同 2 千 1 百万円）に上ります。実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、357 万円（同 342 万円）に上ります。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、4 億 7 千 2 百万円（同 3 億 5 千 2 百万円）に上ります。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額の脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目			実地調査						簡易な接触		調査等合計		
			特別・一般		着眼		計						
											対前年比	対前年比	対前年比
1	調 査 等 件 数		件	269		100		369		6,040		6,409	
				237	88.1%	77	77.0%	314	85.1%	5,534	91.6%	5,848	91.2%
2	申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数		件	242		51		293		3,105		3,398	
				219	90.5%	39	76.5%	258	88.1%	2,467	79.5%	2,725	80.2%
3	申 告 漏 れ 所 得 金 額		百万円	5,769		190		5,958		3,239		9,198	
				5,233	90.7%	317	166.8%	5,550	93.2%	5,274	162.8%	10,824	117.7%
4	追 徴 税 額	本 税	百万円	984		19		1,002		350		1,352	
				878	89.2%	23	121.1%	901	89.9%	465	132.9%	1,366	101.0%
5		加 算 税	百万円	258		2		261		2		263	
				215	83.3%	4	200.0%	219	83.9%	7	350.0%	226	85.9%
6	計		百万円	1,242		21		1,263		352		1,615	
				1,093	88.0%	27	128.6%	1,120	88.7%	472	134.1%	1,592	98.6%
7	一 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円	2,145		190		1,615		54		144	
				2,208	102.9%	412	216.8%	1,768	109.5%	95	175.9%	185	128.5%
8		本 税	万円	366		19		272		6		21	
				371	101.4%	30	157.9%	287	105.5%	8	133.3%	23	109.5%
9	追 徴 税 額	加 算 税	万円	96		3		71		0.3		4	
				91	94.8%	5	166.7%	70	98.6%	0.1	33.3%	4	100.0%
10		計	万円	462		21		342		6		25	
				461	99.8%	35	166.7%	357	104.4%	9	150.0%	27	108.0%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
- 2 上段は、前事務年度の計数である。
- 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
- 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
- 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

（参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は 651 件（前事務年度 958 件）、申告漏れ等の非違件数は 369 件（同 369 件）となっています。
- 申告漏れ等の非違割合は 56.7%（同 38.5%）、1 件当たりの申告漏れ所得金額は 496 万円（同 393 万円）に上ります。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項 目	事務年度等	4事務年度	5事務年度	対前年比
①		件	件	%
調 査 等 件 数		958	651	68.0
土地建物等		944	624	66.1
株式等		14	27	192.9
②		件	件	%
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数		369	369	100.0
土地建物等		358	346	96.6
株式等		11	23	209.1
③		%	%	ポイント
非 違 割 合 (② / ①)		38.5	56.7	18.2
土地建物等		37.9	55.4	17.5
株式等		78.6	85.2	6.6
④		百万円	百万円	%
申 告 漏 れ 所 得 金 額		3,765	3,226	85.7
土地建物等		3,626	3,207	88.5
株式等		139	19	13.6
⑤		万円	万円	%
1 件 当 た り 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (④ / ①)		393	496	126.1
土地建物等		384	514	133.8
株式等		994	70	7.1

（注）1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに 1 件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 消費税についても調査等合計の追徴税額の総額は増加

- ・ 「実地調査」の件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加
- ・ 「簡易な接触」による調査等件数、非違件数、追徴税額の総額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、2,169 件（前事務年度 1,453 件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は 1,457 件（同 982 件）に上ります。
 - ✓ 実地調査の件数は、203 件（同 191 件）。うち、特別調査・一般調査が 158 件（同 137 件）、着眼調査が 45 件（同 54 件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、1,966 件（同 1,262 件）に上ります。
 - ✓ 申告漏れ等の非違件数は、実地調査が 192 件（同 175 件）、簡易な接触が 1,265 件（同 807 件）に上ります。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、7 億 1 千万円（同 6 億 5 千 6 百万円）に上ります。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、5 億 3 千 3 百万円（同 5 億 1 千 8 百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは 5 億 2 千 5 百万円（同 5 億 6 百万円）、着眼調査によるものは 9 百万円（同 1 千 1 百万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、1 億 7 千 6 百万円（同 1 億 3 千 8 百万円）に上ります。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目			実地調査						簡易な接触		調査等合計	
			特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
1	調査等件数	件	137		54		191		1,262		1,453	
			158	115.3%	45	83.3%	203	106.3%	1,966	155.8%	2,169	149.3%
2	申告漏れ等の非違件数	件	125		50		175		807		982	
			149	119.2%	43	86.0%	192	109.7%	1,265	156.8%	1,457	148.4%
3	本税	百万円	393		9		402		135		537	
			421	107.1%	6	66.7%	427	106.2%	173	128.1%	600	111.7%
4	加算税	百万円	113		3		116		4		119	
			104	92.0%	3	100.0%	106	91.4%	3	75.0%	110	92.4%
5	計	百万円	506		11		518		138		656	
			525	103.8%	9	81.8%	533	102.9%	176	127.5%	710	108.2%
6	一件当たり本税	万円	287		16		211		11		37	
			267	93.0%	13	81.3%	210	99.5%	9	81.8%	28	75.7%
7	一件当たり加算税	万円	82		5		61		0.3		8	
			66	80.5%	6	120.0%	52	85.2%	0.2	66.7%	5	62.5%
8	一件当たり計	万円	369		21		271		11		45	
			332	90.0%	20	95.2%	263	97.0%	9	81.8%	33	73.3%

(注) 1 令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	ゲーム喫茶	4,835	1,175	-
2	一般自動車整備	4,148	938	6
3	水道衛生工事	4,005	872	-
4	電気配線工事	3,060	585	1
5	建物貸付業	2,700	518	-
6	土地貸付業	2,386	461	-
7	一般土木建築工事	2,348	844	10
8	内装工事	2,312	443	2
9	小売業・犬	2,091	330	-
10	一般貨物自動車運送	2,056	328	3

(注) 1 上記調査実績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度	
	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額
1	コーヒー喫茶店等 (ゲーム喫茶を含む)	万円 7,787	土木工事	万円 2,925	理髪業	万円 2,079	土木工事	万円 2,329	キヤバクラ	万円 5,489
2	製造小売業・そう菜	4,449	施設園芸農業	2,033	水道衛生工事	1,978	酒場	2,319	とび工事	3,951
3	不動産代理仲介	3,029	西洋料理	1,802	酒場	1,630	とび工事	1,875	民宿	3,192
4	一般自動車整備	1,896	水産養殖業	1,535	一般土木建築工事	1,584	解体工事	1,797	電気配線工事	2,628
5	建築工事	1,813	一般土木建築工事	1,525	型枠工事	1,403	建築工事	1,613	内装工事	2,551

	令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額
1	一般海面漁業	万円 3,845	製造小売業・ 持ち帰り弁当	万円 5,299	内装工事	万円 8,413	電気配線工事	万円 5,314	ゲーム喫茶	万円 4,835
2	土木工事	2,763	とび工事	5,066	一般自動車整備	7,851	内装工事	4,727	一般自動車整備	4,148
3	民宿	2,114	内装工事	4,468	型枠工事	4,806	一般貨物自動車運送業	4,511	水道衛生工事	4,005
4	とび工事	1,799	海面養殖業	3,629	塗装工事	4,250	美容	3,345	電気配線工事	3,060
5	水道衛生工事	1,742	一般土木建築工事	3,422	電気配線工事	3,802	鉄骨、鉄筋工事	3,132	建物貸付業	2,700

(注) 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。